

令和4年度 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会  
教育部会（第34回）

1. 日時 令和5年5月12日（金）10:00～11:22

2. 場所 永田町合同庁舎 2階208会議室  
（東京都千代田区永田町1丁目11番39号）

3. 出席者

（委員）

岩崎部会長、島本委員、工藤委員

（関係府省庁）

文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室 小久保室長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 堀野課長

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当） 田中参事官

文部科学省高等教育局高等教育企画課 小幡課長

文部科学省高等教育局私学部私学行政課 滝波課長

（事務局）

内閣府地方創生推進事務局 三浦審議官、曾我参事官、矢野参事官補佐

4. 主な議論経過

「学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号816）」

○特例措置番号816「学校設置会社による学校設置事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2 ③ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2 ③ に基づき説明を行った。

○委員等による主な発言内容は、以下のとおり。

・（委員） ただいまの文科省の御説明について、御質問、御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

・（委員） 調査・評価委員会の調査だと、効果は発現しているとの回答があった一方で、弊害も出ているということだと思います。この弊害の中でも、学校法人全体の弊害と、特区による弊害と分ける必要があるのかなと思います。

その前に、そもそも今は、例えばChatGPTに代表されるようにテクノロジーが加速しており、教育の在り方も変わってくると思います。ビジネスもそうですし、社会もそうです

し、例えば不登校が今すごく増えているという報道をよく見かけますが、不登校児が増えている背景には、いじめの問題だけではなくて、YouTube とかで勉強する学生さんも増えていると聞きます。恐らく教育の在り方というのも、社会の変化あるいはテクノロジーに合わせて変えていく必要があるので、多様性というのはやはり大事だと思います。そもそも学校設置会社による株式会社立による学校の特区というのは、たしか、こうした学校法人の参入障壁を少し下げることによって、例えば国際性とか多様性とか先進性を補うという期待がそもそもあったと記憶しております。こうした効果が観測できているということの意味は、多様性をサポートする役割が発現しているということなので、これはこれでしっかり評価する必要があると思うのです。

弊害のところについては、繰り返しですけれども、いろいろな問題があるのはその通りだと思いますが、もともとの学校法人でもある問題と特区による問題と分ける必要があるかなと思うので、そこについて御意見をお聞きしたい。

あと、25%が赤字という指摘についても、統計上は日本の企業の半分以上は赤字のほうです。例えば中小企業はもう8割9割が赤字だと思うので、赤字が25%しかないということは、それなりに社会的なニーズがあって、会社としては成立していると僕には見えます。はたして25%赤字ということがどういう問題なのか。

もちろん、学生さんの教育の機会というのはしっかり維持する必要があるので、セーフティーネットみたいなものは必要だと思うのですけれども、25%の赤字ということが僕には問題とは思えないので、この辺についても御意見を聞かせていただければと思います。よろしくお願ひします。

・（関係府省庁） 御質問、ありがとうございます。

今、委員からの御指摘というのは、主として、大学というよりは恐らく高校教育のことを指しているという前提で、私のほうからお話をさせていただきます。

まず、最初に、ChatGPT のお話もされていましたが、技術の進展の中で教育の在り方が変わってくる、それは全く私どももそのように捉えております。そういう中で、中央教育審議会等においても、対面での教育、それから、通信のようなオンラインでの教育、通信は伝統的なオンラインではなくて、紙と鉛筆のやり方だったのですが、最近はオンラインに移行していますので、それをうまく組み合わせていく、よいところを組み合わせていくというやり方がいいのだろうと。一方で、やはり人と人が直接関わって社会的性とかを育てていく、そういったことも重要だろうと考えております。

まず、その前提があった上で、御質問いただいた点についてなのですが、まず、株式会社立学校の効果が発現しているというほうは、内閣府、調査委員会における調査結果であろうと思います。私どもも、何の効果もないと、そのように申し上げるつもりはありません。しかし、株式会社だからできたのかというところについては、必ずしもそうではないと考えております。

まさにオンラインを有効活用することや、例えば VR などを取り入れる、そういったものは、株式会社でやっているところもあるかもしれませんが、学校法人のほうでかなり先進的な取組も進んでおります。私ども、多くの通信制高校、学校法人立、株式会社立を含めて見ておりますけれども、私どもの認識では、株式会社立の学校が特に特徴あるとか、特に進んでいるとは認識しておりません。学校法人のほうでもいろいろな特徴ある取組、それこそ、不登校の子供たちに丁寧に寄り添ったような教育をやっている学校は、学校法人立でもたくさんあると考えており、これが株式会社立による効果であるとは全く捉えていないということです。

それから、参入障壁という問題があったのではないかという御指摘もありましたけれども、この株式会社立制度が始まったのが、平成 15 年度だと思います。これまで約 20 年たったわけですけれども、この間に通信制高校は倍増しております。平成 15 年度 138 校だったのが、令和 4 年度には 274 校に倍増しております。これは時代の変化、特に不登校児童生徒が増えたということは影響は大きいと思っております。この増えた 136 校のうち、学校法人立で 111 校増えております。株式会社立だったものは 28 校です。学校法人立だけで 111 校増えて、さらにこの株式会社立の 28 のうち、3 つは廃校になって、9 は学校法人立に移行したわけです。ですから、その 9 も足すと学校法人は 120 校増えているわけですし、参入障壁があるようには私どもには全く思えないということでございます。

この 20 年間で学校法人立も十分増えている。それから、学校法人のほうで、より特色ある優れた教育を十分実施されている。今回、内閣府さん挙げていただいた調査結果のようなことは、ほかの学校法人立で十分やっていると、そのように捉えているところでございます。

それから、赤字 25% のほうの御指摘もございました。そこは学校法人と株式会社と考え方が違うのかもしれませんが、結果に着目したいと思っております。結果というのは、28 校という少ないサンプルであります。そのうちの 3 校が廃校に至っているということでございます。そのうちの 1 校、ウィッツ青山学園に関しては刑事事件にも発展するようなことも経た上で、さらに教育内容も非常に問題になるものであったということでございます。

結果として 10%、1 割を超える学校が廃校になっている。これは学校法人立と比べても一般的に言って明らかに高いと言えらると思っております。その意味では、継続性・安定性に大きな懸念があると言わざるを得ないのではないではないかと考えているところでございます。

・（委員） お話を聞くとごもっともかなとも思えるのですが、恐らく学校法人と違って株式会社立の場合、認可を受けず、認可がない分、いろいろなチャレンジができる一方で助成金もないということなのです。ですから、あまり通常の企業と同じような財務上の比較というのは難しいと思っておりますが、学校法人も多分助成金がなければ、そんなに収支がい

いということでは恐らくないと思うので、助成金なしで75%黒字という結果を見ると、相応に社会的ニーズがあるので、会社として成り立っていると感じます。

確かに、廃校の問題というのは、確かにこれはシリアスなので、どうやってセーフティネットを構築するかというのは、また別の議論、論点が出てくるのかなと思います、しかしながら、それに効果が発現しているという調査・評価委員会の調査結果に加えて、それなりに経営もできているというところが多いということは、社会的ニーズもあるのだらうなど私は感じました。これは私の感想でして、御説明は確かに分かります。

・（委員） 御説明自身は明確に分かるのですが、もう一つ、やはりニーズの問題と同時に、世界的に、いわゆるプロフィットの大学あるいは教育機関の持っている問題性とか、安定性・継続性といったことから考えると、今後、どのぐらいニーズが伸びるのかどうかという問題は重要かと思うのですが、今後の長期的な意味でのニーズ評価とか、その辺りは調査されていらっしゃるのでしょうか。もし調査されているようでしたら、その辺について教えていただければと思います。

・（委員） 現状、将来的なことも含め、保護者、学校、自治体といった様々な立場の者のニーズ調査をされているか、される予定があるかについても教えてください。

・（関係府省庁） 私から総括的な部分をお答えしますが、私どもの調査については、この特区の状況について、まさにこれを全国化していいのか、弊害がないかという観点から調査をしております。調査対象についても、現行の学校設置者ないし学校、そして、その認定地方公共団体、それから、都道府県、あと、もともと株立だったのだけれども学校法人化したところについて聞いておいて、なかなか将来のニーズというところまではお聞きはしていないというのが実態としてはございます。

また、これはお答えには直接なっていないかもしれませんが、学校法人化を希望する学校があるかというところについては聞いておいて、一定のニーズがあるといったことはございます。

あとは、先ほど御説明申し上げたとおり、例えば大学であれば、ここ最近新設校はないといったような状況。それから、高校については、新設校がないわけではないですけれども、あまり増えていないという状況でございます。

いずれにしても、これは認定地方公共団体が、しっかり教育の質を確保して、子供たちの学びをしっかり保障しながら、学校が設置できるか、特区を活用できるかという点から考えるべきだと思っておりますので、お答えにはなっていないのですけれども、そういった体制の確保といったことは、少なくとも現状ではそういったところが十分でないという認識しており、今後のニーズについても、今たくさんあるという認識はない、というのが率直な状況でございます。

・（関係府省庁） 一番数が多い高校という観点で少し申し上げますけれども、まず、全体としては、御案内のとおり、我が国は厳しい少子化のトレンドにあるわけですので、高等学校の数というのも、小中学校もそうですけれども、減少傾向にある。再編・統合が特に

公立において進んでいるという状況でございます。そういう中で、今後、さらに25%以上の生徒が減る中で懸念があるのではないかと。

ニーズ調査ということで言うと、私どもというか、制度を所管されている内閣府のほうでそういった見通しも調査されるべきかなと思うのですが、私どもの認識としては、高校について言いますと、今回、御回答いただいた認定地方公共団体の中でこんな回答がございました。認定地方公共団体の意見として、今後、類似の単位制高校が増えることにより、生徒の確保が困難になり経営が危ぶまれるおそれがあるため引き続き検証が必要だと。要するに、特区の全国展開は、引き続き検証が必要だという意見の中には、恐らく認定地公体も、生徒が全体で減っている中で、これ以上学校が増えていくと、それぞれの学校が経営が厳しくなるのではないかと御認識から発言されていると。こういったところは、認定地方公共団体側の危機意識というものが感じられるところだなと思っております。

また、定員充足率というのがございます。通信制高校は、その特性上、全日制高校などに比べると、例えば全日制高校で1学年9学級、360人といったら、普通は360人埋まるのですけれども、通信制は、そうではありません。確かに必ずしも100%にならなくても、ある程度少し余裕を持つてできるところはありますが、定員充足率が非常に低い学校が株式会社立について多いという状況でございます。中には5%を切るような、在籍生徒数が二十何人というような学校であったり、100人ちょっとであったり、まだできたばかりのところですが在籍生徒数が1桁であったり、そういうところもございまして、実際、株式会社立学校全体で見ると、収容定員に対しまして、在席率は47.5%、半分を切っているわけです。それでも、何とか経営を努力して維持されているのだと思っておりますけれども、今いる中でも定員が半分埋まっていない状況の中で、今後どんどん増えていく、それだけのニーズはあるのかというところは、私どもとしては非常に疑問を持っております。

一方で、今私が申し上げたのは全国的な視点でのニーズでございます。それぞれ、特に高校について言うと、地域振興、地域活性化という願いを自治体が持っているということはもちろん承知しております。ここについて多いのは、特に地方の小規模自治体におきまして、先ほど申し上げましたように、学校の統廃合等が進んで、小学校・中学校が廃校になる。そうすると、その校舎が空くわけです。その校舎を有効活用できないかというときに、1つのアイデアとして株式会社立学校を特区になって誘致しようという話が出てくる、このパターンが非常に多いです。ですから、ローカルの視点で見るとニーズはあるということになるのかもしれませんが、全国的な少子化の動向を考えたときに、本当にニーズはあるのかと。結果として、今、定員が半分割れているわけですので、言い方は悪いですが、共倒れの可能性が高まる、実際に3校が廃校になったわけですから、その危険性が高まるのではないかと懸念もしていることとところでございます。

・（委員） 御説明、ありがとうございます。

我々も、いわゆる教育ビジネス、大学ですがいるので、少子高齢化の中で、絶対数が、つまり、進学する子供さんの数自体が減っている中で、どれだけのニーズがあるのかなというのはいちよと疑問に思ったところでありました。

ただ、高校に関して言いますと、逆に高校義務教育化とか、実際に日本では高校進学率も非常に高いですので、従来の高校で捕捉されない人材とか、あるいは、そうではない一つのニーズを拾っていくアクターとして、確かに多様性とかいろいろな面では重要かと思っております。

同時に、実は、最後に補足で御説明いただきました自治体側の要望と申しますか、廃校になっていく小学校・中学校、あるいは高校とか、その施設の利活用でさらにそこに学校というのは、正直申し上げると、かなり安直な発想でありまして、それが本当に地域活性化になるのかどうか。先ほどおっしゃったとおり、共倒れ現象になってしまっただけでは元も子もありませんので、そここのところは逆に、地元の要望とはいえ、何がベストな活性化の方法なのかというときに、教育が本当に、例えば株式会社立の学校を誘致することが、その解決策かどうかというのは、地元には考えていただくような方向がいいのかなと思えました。

最後は感想ですので、特にお答えは必要ございません。

・（委員） 少子化なので間口を広げる必要があるかという議論は、ちょっと違和感があります。学校の共倒れを避けるということが目的ではなくて、時代に合った教育機会をしっかりと生徒さんに届けるということが大事かなと思います。それは置いておいて、冒頭のほうでも、多様性の必要性は共有されていると思います。例えば教学と経営というのは違うのですけれども、いろいろなところで、許認可制だとどうしても硬直性が出てしまい、新しいアイデアとか発想とかテクノロジーが出にくいので、新しいものを取り入れるという意味で、この特区という発想は教育においても有効ではないかと私は期待しております。

細かいポイントなのですが、冒頭の文科省さんの調査ではというところに立ち返ると、問題が3つあって、学校経営面、教育研究面、それから、地公体の管理体制、この3つを挙げられております。そのうち2点目の教育研究面というのは、白黒つけにくい問題だと思います。また、3点目の地公体の管理体制というのは、これは地公体、しっかり頑張ってくださいということなので、これも置いておくとして、1点目の学校経営面で幾つか確認させていただければと思うのです。

この学校経営面の中で3点挙げられています。収支、定員充足率、それから、廃校。確かにどれも大事な観点だと思うのですけれども、収支のところは、先ほど申し上げたとおり、25%しか赤字がないというのは、やはり収支を見てもニーズがあると私には見えます。こういう分析ができるかどうか、私も素人なので定かではないのですが、一般の学校法人で助成金がないとき、助成金を除いた収支はどうなっているのかというのがもし分かれば教えていただきたいと思っております。

それから、定員充足率についても、先ほど来出ているとおり、少子高齢化で、特に地方はそうだと思うのですけれども、人が減っているので定員充足率が低いという傾向は近年出ていると思うので、ここも通常の学校法人と比べて本当に低いのかどうか。

それから、3点目の廃校もそうです。廃校も、恐らく子供の数が減っているから廃校が日本中で増えていると思うので、特区で特にこれが増えているのか、日本全体を見ても増えているのか、その数字的な違いが、特区の評価だけではなくて、全体の学校法人と比較してどうかという、何か統計的なエビデンスがあれば教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

・（関係府省庁） 学校法人等の収支動向についての御質問があったのですが、学校法人の場合は学納金収入が大半なので、そこに経常費についての補助金が入ってくるということがございますが、補助金の収入に占める割合はそんなに大きいものではないので、大学の場合ですと1割を切っているような状況で、高校以下の場合でもそれに近いような状況でございまして、多くの場合、その学納金あるいは入学金という形で収入を得る、あるいは寄附金をいただくという形の収支構造になっております。

学校法人も、少子化が進んできておりますので、経営がそんなに万全ということではないところもそれなりにございますので、厳しいところはそれなりにあります。現に、昨今でも、学生の募集を停止するということを発表するような短大も出てきておりますので、厳しさはどこでも同じようなことかと思っておりますけれども、そういう中で、補助金も得ながら経営はしていただいているというのがまずございます。学校法人の収支構造ということと言うとそんなことでございます。

・（関係府省庁） まず、御質問いただいた中で、在籍率のお話がありました。学校法人立との比較ということで、今、すぐにデータがないもので誠に申し訳ありません。ただ、私どもは、平均値にはそれほど意味があるとは実は思っておりません。今回の16校は、かなり差があります。100%を超えているところもありますし、中には3割を下回っているようなところ、1桁のところもあるという状況を懸念しているところがございます。言葉を選ばずに言いますと、学校法人立も株式会社立も含めて、正直、通信制高校は勝ち組的なものと、そうではない組というのがかなり分かれてきているなど感じております。

今回、この16校のうち特に低いところが、今後、果たして経営的に大丈夫なのだろうかというところを懸念しているというところは正直でございます。

それから、先ほど委員の御指摘で、3つの問題点で、今回、1つ目の経営の問題点で御指摘をいただきまして、2つ目、3つ目のほうはともかくというお話だったと思いますが、通信制高校につきましては、正直、2番目の教育面の課題と1の課題というのは実は密接に関連しているのではないかと感じております。

というのは、通信制高校は、今回、いろいろ課題が出てきているものというのは、その大きな側面は、言葉が不適切かもしれませんが、教育に手を抜くことによって出てきている問題というのが多いと思っています。例えば、添削に関して、生徒が間違ったときにど

れだけアドバイスをするのかと。一律のアドバイスをする、試験問題をごく簡単にする。問も選択肢のみで行う、あるいは、必要なだけの回数の面接指導を行っていないというのは、これは実はコストカットにすごくつながるのです。つまり人件費の削減です。これは株式会社立だけではなくて、学校法人立にも通じる通信制教育の課題点ではあるのですが、全日制の学校に比べるとコストカットが非常にしやすい仕組みになってしまっております。

それが、逆に生徒の側から見るといい場面もあるのです。いいというのは、本当の意味でいいのではなくて、簡単なテスト、簡単な問題、簡単な授業で簡単に単位が取れる。それが教育の在り方としてはよいとは思っておりませんが、生徒にとっては非常に楽であると。楽に卒業できる、楽に単位が取れる。さらに、教育を提供する側から見ると、手を抜くことによってコストカットができる。

もちろん不登校などで、学びが十分ではない生徒のためには、通常の高校よりも簡単な問題、小中学校から遡って基礎的な問題から教えていくということは大切です。しかし、手を抜いて、コストカットをして、それによって卒業をさせてあげるとするのは、学校の在り方としてはいかがなものかなと思っております。そういう面からいうと、実は2番目の教育の質を落とすことによって、コストカットして経営できる側面がありますし、これは定性的な物言いになりますが、学校法人立と株式会社立、どちらでその悪いインセンティブが強く働くのかといたら、制度設計的に利潤を追求するというところからいうと、恐らく株式会社のほうではないかと。それが問題ではないかと考えているところです。

・（委員） ずさんな経営があったのは私も遺憾に思っておりまして、ここは問題なので、個人的には全国展開は未だ早いかなと感じております。ただ、ここは、しっかり改善していく必要があるし、そこについては文科省さんからもサポートしていただきたいと期待しております。教育の質の問題は、例えば単位が安易に簡単に取れるというのは問題ですが、最近では学生がレポートを作成するのに生成 AI を使うことが問題になっているとおり、やはり時代とともに、教育の質の考え方、定義そのものも変わってくると思います。教育の多様性に立ち返るとフレキシビリティがあったほうがいいし、テクノロジーにも合わせていったほうがいいし、そういう意味で、特区そのものの枠組みは私は必要だと思っております。

なので、教育の質の問題を置いておいて、数字的にどうかなというときに、先ほど、収支のところは、やはり収支の厳しさは学校法人でもあるという話でしたし、定員充足率もバイディフィニションで違うけれども、やはり低下しているということ。

それから、廃校についてはお答えがなかったので、廃校の状況というのは、特区独特のものなのか、学校法人全体でも廃校というのは出ているのか、あるいはどの程度なのか、何かエビデンスがあれば教えていただければと思います。

・（関係府省庁） 今、最後におっしゃっていたところは、私ども明確に質問として認識していなかったものですから申し訳ありません。



先生の御趣旨は、学校法人の廃校と株式会社の廃校との率の違いをお尋ねということでございますでしょうか。

・（委員） 学校経営面で収支状況、定員充足率、廃校と3つ挙げられているではないですか。その3つが、学校法人と株式会社立を比較してどう違うのかという数字を持っていらっしゃる上で書いているのか、持っていらっしゃらないのか、ここを教えていただければと思ってお聞きしています。

・（関係府省庁） この点ですけれども、学校法人も、確かに学生生徒が少子化の中でなかなか集まりにくいという中で、学校経営から退いていくというケースはございまして、ただ、数的にはそんなに多い数ではないです。撤退をしていくということを最終的に決断される法人もございまして、場合によったら、他の法人と再編して一緒になるというようなケースもあつたりしますので、全体に占める廃校の割合ということで言いましたらば、学校法人の廃校率というものと株立学校の廃校率とで比較すると、明らかに株立学校のほうが廃校率が高いという状況でございます。データは今すぐないので具体的な数字に御説明できなくて恐縮ですけれども、そんな状況でございます。

・（委員） 今後提供していただくということで、よろしいですか。

・（委員） 参考データとして、定員充足率と併せて数字があれば助かります。

・（委員） では、御質問の、株式会社立と学校法人の定員充足率と廃校に関する数字については、後日、可能であれば御提出いただきたいという御要望です。

・（委員） 細かいことなので、別にどうでもいいと言えどもいいのですが、今の御質問の趣旨自体は非常によく分かるのですが、ただ、この場合、比較されたとしても、今回の対象になっているところの分母があまりにも小さいので、その分母が小さい中でパーセンテージを比較しても、あまり統計的に有意な比較にはならないのかなと思ったものですから、あまり細かく出していただかなくてもいいのかなという気がちょっとしたもので、その辺は御検討いただければということだけでございます。回答は結構です。

・（委員） 私も数字だけを見ても「なるほど」で終わってしまう可能性はあると思います。ただ、弊害のトップに学校経営面が指摘されており、さらに収支状況、定員充足率、廃校等の状況という具体的根拠まで挙げられているので、それぞれ問題とされた背景について詳しくお聞きしたいというのが私の趣旨です。

例えば、これは神学論争になりますが、収支状況も、見方によっては社会的ニーズがあるから黒字企業が多いとも言えます。定員充足率も、地域であるとか業界であるとか分野によってもそれぞれ違いがあるでしょう。それから、廃校についても、株式会社立だけの問題ではなくて、学校法人も抱えている問題だと思います。そうであれば、弊害のトップバッターに学校経営面と挙げて、この3つの定量的な分野を挙げていることのバックグラウンドがちょっと弱いかなと感じており、それであえて聞いているということです。

・（委員） 数字だけでは比較できず、また母数も違いますが、一方で、公的助成、税制面の優遇措置を受けている学校法人ですら廃校があることについては、数字を示していただき実態をお伝えいただければありがたいと思います。そういうことでよろしいですか。

・（委員） そういうことで。

・（関係府省庁） 今、御依頼をいただいた部分につきましては確認させていただきたいと思います。

ただ、一点、大変恐縮ですがコメントをさせていただきますと、今回、この調査を何のためにしているかというのは、今、特区の中でやっている例が幾つかあると。それを、全国化したときを考えたときにどういう弊害があるかという点です。ですから、これが全国に拡大してしまったときに、経営が厳しいといったような状況がさらに広がってしまうと、先ほど教育研究面との関わりといったことについても課長から申し上げたところでありますけれども、そういったところと密接に関係した経営面での心配。それは、総論的に言えば、当然、会社の経営状況が教育に影響、直結するといった危惧があるわけですが、そういった点で経営面の課題があるというように1つ目に挙げているものと理解しております。1番目、2番目、3番目は別に順序性があるわけではないのですが、経営面についてはそういうことかなと考えています。

・（委員） 判断材料のための委員からの要望ということで、文科省の方でご理解いただければと思います。

私から3つほど伺わせていただきたく思います。

文科省の御説明により、株式会社設立の学校の全国展開は適切ではない状況との御見解は理解する部分がありました。その上で委員の意見を受けまして、1点目は、株式会社設立の学校は、経営面のデメリットとして安定性・継続性がないゆえに不適切であるとの結論なわけですが、このことをもって、株式設立の学校が不適切であるとの結論は納得できるものではないのではないかと思います。

公的助成、税制面の優遇措置を受けている学校法人との比較においては、公的助成、税制面の優遇措置をないものとして学校法人立の経営と株式会社立とを比較をすることも効果検証という点で必要かと思えます。

おっしゃったように、通信制においては、株式会社立と学校法人立とに生じる弊害においては大差がないような印象を受けました。学校の規模、充足率が同様な場合、株式会社立と学校法人立に大きな差があるとするには、補填的な説得材料、納得できる何らかの実証をいただきたく思います。

公的助成、税制面の優遇がない中で、学校として成立することの難しさは、教育が一般には利益を生じない領域であることによります。外的補助がなされない中でも経営をするという理由としては、何らかの社会的なニーズが存在しており、様々な状況にある子供の学習する権利の保障として一步踏み込む議論が必要かと推測します。このような権利の保

障としての議論が株式会社立の問題をめぐって文科省の中で行われているかどうかについてお伺いしたいと思います。

2点目は、教育機会確保法の成立、個別最適化の議論が現在なされている中で、個別にカスタマイゼーションする教育支援の点で、株式会社設立の学校が不登校のみならず、例えば英語のイマージョン・プログラムなどに特化した、少数であっても多様な教育に対する保護者ニーズを吸い上げ、迅速に対応していることも事実ではないかと推測しているところ です。

全体的に数が減っていく中であっても、個別のニーズが多様化していく状況の中で、学校法人に至るプロセスとして完成系の学校ではないとしても、特区でパイロット的な学校を位置づける意義はないのかについてお伺いしたいと思います。

パイロット的学校という観点に立てば、学校法人化、あるいは廃校になるかもしれませんが、その場合のセーフティネットを考えた上で、時代のニーズや保護者の多様なニーズに応える、そういった試みを認めるといった観点はいいのかということをお伺いしたいと思います。

3点目は、株式会社立の多くは難しいとの結論は一部納得したところですが、一方で、例えば高校では難しいとしても、小学校や大学などで、文科省で容認可能だと思われるような、成功事例はないかということについてお聞きしたいと思います。

以上3点です。

・（関係府省庁） 大きく3つの御質問をいただきました。関連している部分も多いのかなと思いましたが、順番が変わってしまうかもしれませんが、まず、教育の多様性という観点から、様々な学校という形があってもいいのではないかと、完成形としての学校ではなくてもといったお話もいただきました。私どもの認識といたしましては、株式会社立学校というのが、その地域の特性を生かして、それから、株式会社の柔軟性も生かしながら特色ある教育活動を実施するというを目的としているものであって、完成形というお話ありましたけれども、完成形ではない学校が果たしていいのかという部分については、それは私たちとしては、あまりそういったことは思っていないと。設置者が株式会社であろうと法人でありましても、学校という存在については、法的位置づけに差はありませんし、子供たちの学び、また、ニーズに応じた教育を保障していくという部分においては、それはどういった学校でも大変大事だと思っております。学校法人においても、様々なニーズに応じた、今、教育の試みがなされているというのは、先ほどお話を申し上げたとおりだと思っております。

そういった中で、1つ目の話と関わりますけれども、教育の多様性ということを保証していくことについては、私どもも様々な施策を通じて、今推進をしているところではありますが、そういった教育が継続して行われるということも関係してくるのであると思っております。

財政的な支援の問題につきましては、これは突き詰めていくと憲法の話になってしまうと思っておりますけれども、要するに、学校法人は一定の公の支配が及んでいるという部分で、それに応じて必要な支援をしていくと。教育を保障していく観点から支援がなされている理解をしております。

それから、これは、この点については、今日、委員の皆様方から御質問いただいているということは、おおむね御理解いただいているかなと思った点は、体制の問題です。充実した教育が保障されていくために、認定市町村の役割ということは大変大事であるわけですが、何かあったときに、それを改善するというシステムが果たして働いているのかどうかというのは非常に心配であるところです。評価の話とか、それを踏まえた結果の改善の話、それを下支えする自治体の体制の話です。公立は言うまでもなく体制が組まれているわけですし、学校法人については、都道府県において私学の所管部署があります。認定自治体では、今回の調査結果にも出ておりますけれども、そもそも設置者として市町村が高校の設置者になることは珍しいですので、経験をしている人が少ないというところがございます。学校、それから、学校の設置者と認定地方公共団体がしっかり連携をしながら子供たちの教育を保障していくということが大事なのではないかと考えております。

それから、小学校についてでございますけれども、小学校につきまして、今回、報告書で明確に特出した課題は申し上げていないところであります。実際、イメージ教育等特色ある教育が行われているのは事実であると認識をしております。

他方で、これらの小学校については、例えば先生方の中で臨時免許状で勤務をしている方がほかの学校と比べて明らかに多くて、臨時免許状というのは、あくまで大学等の教育、教職課程を経て教員免許を取った方ではない方が臨時で必要だということを出しているものですので、教育の質については少し懸念があるということが考えられますし、それから、教員の給与の状況についても、株立の3校、調査対象であった学校については、通常の学校と差が大変あります。小学校については、特に義務教育でありますので、これを全国化していくということは、非常に社会的な影響が大きいと思っておりますのでございます。

大学につきましては、実務家教員による効果的な教育とか、産業界のニーズを踏まえた教育が行われているといったようなことは、私どもないし内閣府からの調査においても示されていると認識をしております。

ただ、一方で、これは繰り返しですけれども、教育研究にどれだけ注力をされているのかと。そこは研究投資のデータを先ほど御紹介いたしましたけれども、そういったこととか、ここ最近で新しい学校が設置されていないといったところも踏まえたときに、これは全国化にまだ至るような状況ではないと認識をしております。

・（委員） 一点だけ簡単に確認したいのですが、臨時免許状が多いということは、英語を行う学校で外国籍の方を雇用するためという事実はありませんか。

・（関係府省庁） 外国籍、日本籍ということ問うているわけではなくて、当該学校においては日本人の先生もいらっしゃるわけですが、そういった中で、そういった人も含めて臨時免許状の方が多いと承知しております。

・（委員） 例えばイマージョン教育をやる場合に、臨時免許状ではないと外国人を雇用できないということが現状として課題になることもあるので、臨時免許状が多いということをもって小学校の質が悪いという結論は難しいかなと思った次第です。

・（関係府省庁） まず、御指摘の側面もあろうかと思えます。外国人が多いというところで臨時免許状になっているという面もあるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、日本の学校教育の質保証というものは、免許状を持っていただく、資格を持っていただくということによって一定の質を保つというのが全体の仕組みですので、それは外国人が多いから普通免許状所持者が少なくてもいいとは思っていないところでございます。

ただ、これまでの御指摘で、パイロット的な学校で意義がないのかという御指摘もありましたけれども、そういう意味で、意味がないとは思っておりませんので、廃止とまでは我々は言っていないわけですが、個別具体的な学びとか不登校対策でいろいろなタイプの居場所が必要であるというのは、我々も進めているところであって、それは普通の学校でやる場合もありますし、特別に不登校特例校をつくる場合もありますし、あるいは教育委員会が用意する適応指導教室であったり、あるいはNPOの方々とか協力しながら、子供たちに居場所を与えとか、いろいろなタイプの居場所をつくっておりますけれども、いろいろなタイプの居場所がいろいろな役割を果たすわけですが、学校と名乗る以上は、学校というものに対する継続性・安定性、こういったものに対する信頼というのを、通常、保護者の方は、学校と名のつくところについては、学校なのだからという信頼を持っていると思いますので、パイロットだから多少不備があってもよいということには、我々としては、そういう考え方は持っていないと思っております。

特に、義務教育の世界については、国民の義務として学校制度を用意しているので、学校と名のつくところに行っただけに思わぬことが起きたということがあってはならないと、かなり慎重に考えるべきだと思っておりますので、この辺りは、全国化というのはそう簡単に議論できることではないと思っております。

以上でございます。

・（委員） それでは、まとめたく思います。本日、御報告・御議論をいただきましたが、教育という子供の人格形成に関わる重要な案件であり、学校の信頼性の論点もあり、本件は慎重に議論を行う必要があると思えます。

一方で、多様なニーズに全て応えるというのは難しいながらも、今後、教育はますますパーソナライゼーション、個別最適化に向けて進展することを考えますと、いろいろな可能性の余地を残すことも重要に感じるところです。

すぐに結論を出すことは難しいように思われますので、今回の取りまとめ案として、次のようなことを御提案させていただきたく思います。

本特例措置について、関係府省庁は、今回の調査結果や部会の議論等を踏まえて論点を整理した上で必要な検討を行い、評価委員会へ報告を行う。本特例措置の評価は、上記報告等を踏まえ令和5年度に行う、ということでしょうか。

できましたら、委員3名の総意と言っていいのか分かりませんが、我々が納得できる不適切さをできるだけ明確に御提示いただけますと、次回の議論はスムーズかと思しますので、どうかよろしくお願いいたします。

・（委員） 事務局で本日の議論を整理いただき、私のほうで評価意見の案をまとめ、委員の皆様にご確認をいただいた後、本委員会へ報告することとしたいと思います。特例措置番号816については以上といたします。

（文部科学省退室）

「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834）」

○特例措置番号834「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」について、事務局より報告事項の説明を行った後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料3に基づき説明を行った。

○委員等による主な発言内容は、以下のとおり。

- ・（委員） 改善策を見つけたので取り消されたということですね。
- ・（事務局） 通常、学校教育施設は教育委員会などが管理するのですが、ほかの自治体が管理する施設も含めて、学校施設を地方公共団体の首長さんが管理してもよいという特例だったのでありますが、遠野市さんは小さい規模の自治体で、最初うまく統廃合が進んだとかメリットもあったのですが、今まで学校側からすれば教育委員会だけでよかったのが、今まで付き合いのない管財部局に連絡をしなくてはいけないとか、両方にしなくてはいけないとか、やっていくうちにデメリットが出てきてしまって、そうであれば、通常に戻ってしまったほうがかえって効率的に進むのではないかという思いが遠野市さんにあったようでして、今回、認定の取消しの申し出があったということでございますので、我々もその申し出に基づいて認定を取り消したというような状況でございます。
- ・（委員） 認定が0件の場合、特区が廃止されるわけではないけれども、評価する必要はないという状態になるということですね。
- ・（事務局） おっしゃるとおりでございます。

・（委員） 本日の議題はこれで終了で、これで教育部会を閉会します。ありがとうございました。